

		改正案	
別表第一 (第三条関係)		別表第一 (第三条関係)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
機関	機関	機関	機関
事務	事務	事務	事務
		現行	
別表第一 (第三条関係)		別表第一 (第三条関係)	
五 知事	四 知事	三 知事	機関
ウイルス性肝炎(Ｂ型肝炎及びＣ型肝炎に限る。)の早期治療の促進を図るための事業であって規則で定めるもの の実施に関する事務であって規則で定めるもの	徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は 給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の規定に準 じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立	私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減 を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関 する事務であって規則で定めるもの	事務

三〇七 (略)	(略)
------------	-----

別表第二(第三条関係)

機関	事務	特定個人情報
(削る)	(削る)	(削る)
一 知事	私立の高等学校等における教育の振興及び授けるための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報 ロ 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給

六〇十 (略)	(略)
------------	-----

別表第二(第三条関係)

機関	事務	特定個人情報
一 知事	法別表の百二十三の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人番号利用事務	生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
二 知事	私立の高等学校等における教育の振興及び授けるための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報 ロ 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係

(削る)	(削る)	二 (略)	
(削る)	(削る)	(略)	
(削る)	(削る)	(略)	ハ 生活保護法の規定に準じて行 う外国人に対する保護の実施又 は就労自立給付金若しくは進学 ・就職準備給付金の支給に関す る情報（以下「外国人生活保護 関係情報」という。）

五 知事	四 知事	三 (略)	
生活保護法の規定に準 じて行う外国人に対す る保護の決定及び実施 又は徴収金の徴収に関	私立の高等学校等にお ける教育に係る経済的 負担の軽減を図るため の事業であつて規則で 定めるものの実施に関 する事務であつて規則 で定めるもの	(略)	ハ 外国人生活保護関係情報 情報」という。）
次に掲げる情報であつて規則で定 めるもの イ 災害救助法（昭和二十二年法律 第百十八号）による救助又は扶助	次に掲げる情報であつて規則で定 めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 外国人生活保護関係情報	(略)	

する事務であつて規則
で定めるもの

金の支給に関する情報

ロ 中国残留邦人等支援給付等の
支給に関する情報

ハ 原子爆弾被爆者に対する援護
に関する法律(平成六年法律第百
十七号)による手当等の支給に関
する情報

ニ 難病の患者に対する医療等に
関する法律(平成二十六年法律第
五十号)による特定医療費の支給
に関する情報

ホ 児童福祉法(昭和二十二年法律
第百六十四号)による小児慢性特
定疾病医療費、療育の給付又は
障害児入所給付費の支給に関す
る情報

ヘ 児童扶養手当法(昭和三十六年
法律第二百三十八号)による児童
扶養手当の支給に関する情報

ト 母子及び父子並びに寡婦福祉
法(昭和三十九年法律第二百十九
号)による資金の貸付け又は給付
金の支給に関する情報

チ 特別児童扶養手当等の支給に
関する法律(昭和三十九年法律第

	(削る)	
	(削る)	
	(削る)	
	六 知事	
務	法別表の二十七の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人番号利用事務	
	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	<p>百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>又 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百二十二号)による職業転換給付金の支給に関する情報</p>

三 〽 四 (略)	(略)	(略)
七 〽 八 (略)	(略)	(略)